

令和8年度県政情報プロモーション業務委託

企画募集要項

動きのある表現によりインパクトのある広告ができるデジタルサイネージ広告の市場は拡大している。特に、商業施設や交通機関など、生活の「ついで」動線上でのデジタルサイネージは、高い接触率、視認率が実証されている。

デジタルサイネージ広報は、これまで県政情報が届きにくかった若年・ファミリー層などに対する認知機会を増やし、接触回数の増加により記憶定着や関心喚起につながる効果的な手法であると考え、本事業で効果を実証する。

この事業の受託者を選定するため、県政情報プロモーション業務委託（以下「本業務」という。）に係る企画提案競技を下記のとおり募集する。

記

- 1 委託業務名
令和8年度県政情報プロモーション業務委託
- 2 委託業務内容
本業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- 3 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）（予定）
- 4 予算額
22,282,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※ 本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。
- 5 委託業務の内容
「仕様書」とおり。
- 6 応募資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
(3) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札

- 参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(埼玉県告示第833号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」の「催事等」の「広告代理業務」に係る入札に参加できる資格のA等級に格付けされた者であること。
- (6) 過去5年間で電車内ビジョン、駅前大型ビジョン(200インチ以上)、コンビニエンスストア店内のデジタルサイネージによる広報のいずれかに係るデジタルサイネージの実績を有すること。

7 スケジュール

内容	日程
公告	令和8年4月1日(水)
質問事項受付開始	令和8年4月1日(水)
質問事項受付期限	令和8年4月8日(水)15時まで
質問事項への回答	令和8年4月15日(水)
企画提案参加希望書の提出期限	令和8年4月22日(水)17時まで
資格確認結果通知	令和8年4月28日(火)
企画提案書の提出期限	令和8年5月12日(火)正午まで
第一次審査(書類審査)	令和8年5月13日(水)~20日(水)
第二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年5月下旬(1日)
選考結果発表・契約	第二次審査後速やかに

8 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

質問方法：質問書(様式第1号)に記入の上、下記電子メールアドレスに送信するものとする。なお、必ず到達確認の電話(連絡先 048-830-2852)を行うこと。

電子メールアドレス：a2830-02@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：「【質問書】令和8年度県政情報プロモーション業務委託」

質問受付期間：令和8年4月8日(水)15時まで

イ 質問の回答

質問への回答は、令和8年4月15日(水)までに、県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加及び参加資格の申込

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うこと。

ア 提出書類

(ア) 令和 8 年度県政情報プロモーション業務委託企画提案競技参加申込書（様式第 2 号）

(イ) 会社概要（様式第 3 号）

※併せて会社概要パンフレット等を添付すること。

(ウ) 事業実績（様式第 4 号）

イ 受付期限

令和 8 年 4 月 22 日（水）17 時まで

ウ 提出先

埼玉県県民生活部広報課 企画調整・ウェブ担当

電子メールアドレス：a2830-02@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：「【参加資格申込】令和 8 年度県政情報プロモーション業務委託」

エ 提出方法

電子メール

※ 必ず到達確認の電話（連絡先 048-830-2852）を行うこと。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

ア 提出書類

別添仕様書を参照のうえ、下記 9 「企画提案書」に示す書類を提出すること。

イ 受付期限

令和 8 年 5 月 12 日（火）正午まで

ウ 提出先

上記 8（2）ウに同じ。

エ 提出方法

電子メール

※ 必ず到達確認の電話（連絡先 048-830-2852）を行うこと。

なお、添付ファイルの容量が大きい場合には、別途県から当該ファイルを引き取るためのメールを送付するため、事前にこの旨を連絡すること。

オ その他

- ・見積書への押印は不要。
- ・企画提案は、1 提案者につき 1 提案に限る。（複数提案は不可）
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

9 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

なお、様式は任意とするが、A4 判横長（30 ページの範囲内）で作成すること。

(1) 表紙

- ・表題（県政情報プロモーション業務委託 企画提案書）
- ・応募者の所在地、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 目次

(3) 提案内容等

企画提案に記載する事項は、概ね次のとおりとする。

ア 基本方針

イ 各業務内容

(ア) デジタルサイネージ広報事業業務

- ①効果検証の手法、効果の算出方法及びその根拠
- ②その他媒体による広報活動（任意）

(イ) 電車内ビジョン広報事業業務

12本の動画放映スケジュール及び効果検証の手法、効果の算出方法及びその根拠

(ウ) 動画構成イメージ（デジタルサイネージ広報事業業務及び電車内ビジョン広報事業業務）

- ①制作方針・コンセプト
- ②動画のオープニング又はエンディングのイメージを明らかにすること。オープニング及びエンディングについては、いずれか又は両方において、埼玉県ブランドイメージの向上につながる表現を盛り込んだ内容を提案すること。

ウ 契約期間全体の業務スケジュール

各動画制作に係る県側との調整期限・入稿・放映などスケジュールの詳細が分かるよう記載すること。

エ 業務実施体制

オ 自社のPR

カ 類似業務の受注実績（3例まで）

過去に受注した15秒動画について、団体名、成約年度、件名、事業の概要、契約金額など業務内容が確認できる資料を記載すること。当該動画が公開されている場合はそのURLも併記すること。

キ その他必要と思われる事項

(4) 見積書

見積書は、デジタルサイネージ広報事業業務及び電車内ビジョン広報事業業務について、動画制作、広報媒体への掲載（各媒体別）、効果検証及び業務管理費（スケジュール管理、報告書作成等）など本業務に係るすべての費用を記載すること。

ア 動画制作に係る内訳は以下のとおりとする。

- (ア) 新規制作 4本
- (イ) 編集制作 4本
- (ウ) 既存動画の再編集 4本

※ 編集制作とは、県から画像ファイル(ai、jpg、png又はpsd等)、参考資料(PDF、パワーポイント、ワード等)を提供し、それを編集して制作することをいう。

※ 既存動画の再編集とは、県から既存の動画ファイル(mp4等)を提供し、動画を1.1倍速にするなど動画尺を短縮し、動画のオープニング又はエンディング、もしくはその両方を挿入して編集することをいう。

イ 新規制作は撮影による制作、アニメーション、県提供資料の加工静止画（パワーポイント資料等）による制作等の制作方法別に本数を区分し、内訳を明記すること。

ウ なお、上記ア（ア）～（ウ）の内訳本数は、あくまで見積の積算条件を統一するための内訳であり、実際の発注における内訳及び作業内容については、制作対象事業状況に応じて決定する。

※ 様式は任意とする。

※ 消費税を含めた額が予算額を超過した場合失格となるので注意すること。

※ 見積書は、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。

※ 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

10 契約先候補の選考方法

選考方法の詳細は、県が設置する審査会で決定する。

なお、提出書類を提出した事業者が1者のみの場合でも下記選考方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

ア 企画提案書及び応募資格ほか提出書類に基づく書類審査を実施する。ただし、応募者が3者以下の場合、応募資格ほか提出書類を確認後、以下「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査のみを実施する。

イ 第一次審査の結果は応募者全員に電子メールで連絡する。

ウ 第一次審査通過者は、3者を想定している。

エ 第一次審査通過者には、第二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

オ 審査の結果は、5月20日（水）午後5時までに応募者全員に電子メールで連絡する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づくものとし、提案者が訴求したい点等について説明すること。

イ プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とする。

ウ プレゼンテーションによる審査は令和8年5月下旬を予定している。日時等の詳細は、第一次審査の通過者に結果とともに電子メールで連絡する。

エ プレゼンテーション審査の実施方法は、ウェブ又は対面による形式とする。開催方法については、第一次審査通過者に対して希望を確認の上、決定する。ウェブで実施する場合は、Microsoft Teamsを使用するものとし、対面で実施する場合は、県庁舎内での開催を予定している。

オ プレゼンテーションの時間は15分以内、質疑の時間を10分程度とする。

カ プレゼンテーションは、本業務のプロジェクト監理者又はプロジェクト構成メンバーとして従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。

キ 審査の結果は、5月下旬にプレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。

(2) 審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。

11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

また、契約締結の際には、物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（埼玉県告示 833 号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」の「催物等」の「広告代理業務」に登録されている必要がある。

12 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称等の情報公開を行う。

13 その他留意事項

（1）提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 提出書類に不足があるもの。
- カ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- キ 本業務の契約締結に係る上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ク 見積金額を訂正したもの。
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

（2）企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

（3）その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。

14 問い合わせ先

埼玉県県民生活部広報課 企画調整・ウェブ担当

（住所）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（本庁舎 1 階）

（電話）048-830-2852（メールアドレス）a2830-02@pref.saitama.lg.jp